

性別変更手術要件 違憲

最高裁「過剰な制約」

「外観」は高裁差し戻し

生殖機能を無くす手術を性別変更の条件とする性同一性障害特例法の要件の憲法適合性が争われた家事審判で、最高裁大法廷(裁判長・戸倉三郎長官)は25日、生殖不能手術要件は個人の尊重を定めた憲法13条に反し、無効とする決定を出した。最高裁が法令を違憲とするのは史上12例目で、性的少数者(LGBTなど)の権利に関しては初めて。国会は特例法の見直しを迫られる。

3面にCUアップ

(社会面に関連記事)

決定では、裁判官全15人が生殖不能手術要件を違憲と認定。「憲法13条は、自己の意思に反して身体への侵襲を受けられない自由を保障している」との初判断を示し、生殖不能手術要件はこの自由に過剰で重大な制約を与えていると認めた。最高裁は2019年1月、裁判官4人の小法廷で合憲との判断を示していたが、大法廷は判例を変更した。申立人は、戸籍上は男性で女性として日常生活を送るトランスジェンダーで、男性から女性への性別変更を求めた。生殖不能手術要件の他に、変更後の性別の性器に似た外観を備えることと定められた外観要件も違憲、無効と主張していた。大法廷はまず、生殖不能

手術要件について、性別変更後に変更前の生殖機能で子どもが生まれ、親子関係で社会に混乱が生じるのを

- ・性同一性障害特例法は、生殖不能手術を受けるか、性自認に合わせた性別の取り扱いを放棄するか、過酷な二者択一を迫っている
- ・性同一性障害への理解は広まりつつあり、生殖不能手術要件の必要性は低減した
- ・生殖不能手術要件は、憲法13条が保障する「身体への侵襲を受けられない自由」の過剰な制約で違憲、無効
- ・変更後の性別の性器に似た外観を備える外観要件については憲法判断をしない

性別変更手術要件最高裁決定 骨子

性同一性障害特例法

戸籍上の性別を変えるための手続きを定めた法律。複数の医師から性同一性障害と診断された上で家裁に審判を申し立て、①18歳以上②現在結婚していない③未成年の子どもがいない④生殖機能が無い⑤変更後の性別の性器に似た外観を備える——の5要件を全て満たせば性別変更が認められる。議員立法で2004年に施行され、22年までに約1万2000人が性別を変えた。

防ぐことを目的に設けられたと指摘した。憲法適合性の審査に当たっては、要件の目的のため、制約される自由の内容や性質を比較して考えるべきだとする判断枠組みを示した。

その上で、生殖不能手術

要件は、手術を受けるか、性別変更を断念するか、過酷な二者択一を迫っている」と指摘。社会で性同一性障害への理解が広まりつつあることを考慮すれば、社会の混乱防止を目的とした要件の必要性は低減し、合理性を欠く状態になっていると結論付けた。

一方、外観要件は審理が不足しているとして憲法判断を示さず、審理を高裁に差し戻した。申立人の性別変更が認められるかは結論が持ち越された。三浦守、草野耕一、宇賀克也の3裁

判官は、外観要件も手術事実上強いる点で「憲法13条に反している」とし、申立人の性別変更を認めるべきだとの反対意見を付けた。下級審は最高裁の判断に拘束されるため、生殖不能手術を受けていない人が今後性別変更を望んだ場合、他の要件を満たしていれば性別変更を認めることが可能となる。ただ、外観要件は維持されるため、変更後の性別の性器に近づける適合手術が必要となるケースは残るとみられる。

【憲法13】